

2014-10-14

臼杵政治

第 10 回企業年金部会の議論についての私見

申し訳ありませんが、第 10 回は勤務先の所用により欠席させていただきます。勝手ながら、10 回及び 9 回の論点についての私見をまとめましたのでご提出いたします。

1. 一般企業向けの取組みについて(一部前回と重複します)

(1) 拠出時の仕組みについて

- ① DB・DC の拠出枠を一つにまとめることについては、(名寄せや DB の個人単位の拠出額の計算など)実務上問題がないのであれば賛成したい。
- ② 拠出枠を年収の一定割合にすること、年単位で管理することについては賛成。ただし、拠出枠の繰り越しについても長所・短所を検討いただきたい。
- ③ 拠出上限(対年収割合)については、所得階層別の退職給付額と見合う水準か。

(2) 給付時の仕組みについて

- ① 企業年金の起源が退職金であることを考えると、傷病・失業による困窮など不慮の場合や住宅の購入などの場合には、受給年齢に達する前でも払い出しを認めてはどうか(退職一時金であれば、退職時に受け取ることができるし、仮に生活保護に陥った場合に、ペナルティ課税をするのは不自然ではないか)。
- ② 受給時の年金化が望ましいという問題意識は共有する。しかし、現行の税制では制度普及を妨げる可能性があり、中長期的な課題としてはどうか。
- ③ なお、年金受給の促進のためには退職一時金課税の見直しが必要ではないか(→厚生労働省として、一時金の年金化を促進する税制を提案することは不可能か。例えば、年金化のための個人勘定を設け、一時金をその勘定に預け入れる場合にだけ軽減課税を認めることにしてはどうか)。

2. ライフコース多様化について

(1) 個人型の適用範囲拡大

- ① 3号被保険者、企業年金・共済加入者への加入資格拡大は賛成。
- ② 3号被保険者の場合、実際には使われない可能性もある。2号被保険者と世帯で合算して拠出枠を活用することは可能かどうか(cf.厚生年金の離婚時分割)。
- ③ 拠出上限の年単位化も賛成。額(枠)についての意見は後述する。

(2) マッチング拠出について

- ① マッチングの拠出枠を、企業型としてではなく、適用が拡大された場合の個人型

の枠にすることは賛成。ただし、個人型でも企業型と同じ制度の中で天引き拠出と商品選択ができるようなインフラが整備されることが望ましい。

(3) ポータビリティについて

- ① スライド 63 の表中の網掛けのところを全て可能にするという提案であれば賛成
- ② 企業年金連合会が(DB からの資産移換と同様に)、DC から資産移換を受け、それを DB 化することも可能ではないか。
- ③ なお、個人型 DC(あるいは連合会の DB)が、DB の脱退一時金や中退共からの一時金を受け入れるなら、事業主が社内準備から支払った一時金を(天引きで)受け入れて年金化することも検討すべきではないか(拠出枠の繰り越しが前提になる)

3. その他

- ① 税当局は「事業主拠出の損金算入+加入者の所得課税繰り延べ」と「個人の課税前所得からの拠出」を区別し、後者により制限的という理解でよいか。個人型 DC の加入資格拡大の提案は後者に属すると思うが実現可能性は高いと言えるか。
- ② 前回提案した拠出枠の繰り越しは、「仕事や所得など、拠出余力ができれば、過去分を埋め合わせて拠出できる」という意味で、ライフコースの多様化への対応策といえるのではないか。
- ③ 上記①のような税当局のロジックに乗らなくて良いのなら、年間 80 万円程度(現在の国民年金基金程度)の拠出枠を設け、企業の DB・DC への拠出枠として、枠の使い残しがあれば個人型に充てられる、とする制度が公平かつ簡素といえる。その場合、繰り越しを認めれば、社内準備の一時金を受け入れることも可能であり、退職金優遇税制を廃止した場合の問題を解決できるのではないか。
- ④ (恐らく事務局はそのようなお考えかもしれませんし、前回鈴木委員からもご指摘があったように)、・年金及び一時金を税制の現状と経緯、・2015 年税制の改正に何を要望するか、・2016 年以降、長期的にどのような税制を目指すか、について、部会でも一度まとめて議論する必要があるのではないのでしょうか。

(以上)